

株式会社青森みちのく銀行が実施する 有限会社参喜運送に対する ポジティブ・インパクト・ファイナンスに係る 第三者意見

株式会社日本格付研究所は、株式会社青森みちのく銀行が実施する有限会社参喜運送に対するポジティブ・インパクト・ファイナンスについて、国連環境計画金融イニシアティブの策定した「ポジティブ・インパクト金融原則」及び「資金使途を限定しない事業会社向け金融商品のモデル・フレームワーク」への適合性に対する第三者意見書を提出しました。

本件は、環境省の ESG 金融ハイレベル・パネル設置要綱第 2 項 (4) に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」への整合性も併せて確認しています。

* 詳細な意見書の内容は次ページ以降をご参照ください。

第三者意見書

2026 年 9 月 10 日
株式会社 日本格付研究所

評価対象：

有限会社参喜運送に対するポジティブ・インパクト・ファイナンス

貸付人：株式会社青森みちのく銀行

評価者：株式会社青森みちのく銀行

第三者意見提供者：株式会社日本格付研究所（JCR）

結論：

本ファイナンスは、国連環境計画金融イニシアティブの策定した「ポジティブ・インパクト金融原則」及び「資金用途を限定しない事業会社向け金融商品のモデル・フレームワーク」に適合している。

また、環境省の ESG 金融ハイレベル・パネル設置要綱第 2 項（4）に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」と整合的である。

I. JCR の確認事項と留意点

JCR は、株式会社青森みちのく銀行（「青森みちのく銀行」）が有限会社参喜運送（「参喜運送」）に対して実施する中小企業向けのポジティブ・インパクト・ファイナンス（PIF）について、青森みちのく銀行による分析・評価を参照し、国連環境計画金融イニシアティブ（UNEP FI）の策定した「ポジティブ・インパクト金融原則」及び「資金使途を限定しない事業会社向け金融商品のモデル・フレームワーク」（モデル・フレームワーク）に適合していること、環境省の ESG 金融ハイレベル・パネル設置要綱第 2 項（4）に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」と整合的であることを確認した。

PIF とは、持続可能な開発目標（SDGs）の目標達成に向けた企業活動を、金融機関等が審査・評価することを通じて促進し、以て持続可能な社会の実現に貢献することを狙いとして、当該企業活動が与えるポジティブなインパクトを特定・評価の上、融資等を実行し、モニタリングする運営のことをいう。

ポジティブ・インパクト金融原則は、4 つの原則からなる。すなわち、第 1 原則は、SDGs に資する三つの柱（環境・社会・経済）に対してポジティブな成果を確認できること、なおかつネガティブな影響を特定し対処していること、第 2 原則は、PIF 実施に際し、十分なプロセス、手法、評価ツールを含む評価フレームワークを作成すること、第 3 原則は、ポジティブ・インパクトを測るプロジェクト等の詳細、評価・モニタリングプロセス、ポジティブ・インパクトについての透明性を確保すること、第 4 原則は、PIF 商品が内部組織または第三者によって評価されていることである。

UNEP FI は、ポジティブ・インパクト・ファイナンス・イニシアティブ（PIF イニシアティブ）を組成し、PIF 推進のためのモデル・フレームワーク、インパクト・レーダー、インパクト分析ツールを開発した。青森みちのく銀行は、中小企業向けの PIF の実施体制整備に際し、これらのツールを参照した分析・評価方法とツールを開発している。ただし、PIF イニシアティブが作成したインパクト分析ツールのいくつかのステップは、国内外で大きなマーケットシェアを有し、インパクトが相対的に大きい大企業を想定した分析・評価項目として設定されている。JCR は、PIF イニシアティブ事務局と協議しながら、中小企業の包括分析・評価においては省略すべき事項を特定し、青森みちのく銀行にそれを提示している。なお、青森みちのく銀行は、本ファイナンス実施に際し、中小企業の定義を、ポジティブ・インパクト金融原則等で参照している IFC（国際金融公社）の定義に加え、中小企業基本法の定義する中小企業、会社法の定義する大会社以外の企業としている。

JCR は、中小企業のインパクト評価に際しては、以下の特性を考慮したうえでポジティブ・インパクト金融原則及びモデル・フレームワークとの適合性を確認した。

- ① SDGs の三要素のうちの経済、ポジティブ・インパクト金融原則で参照するインパクトエリア/トピックにおける社会経済に関連するインパクトの観点からポジティブな

成果が期待できる事業主体である。ソーシャルボンドのプロジェクト分類では、雇用創出や雇用の維持を目的とした中小企業向けファイナンスそのものが社会的便益を有すると定義されている。

- ② 日本における企業数では全体の約 99.7%を占めるにもかかわらず、付加価値額では約 56.0%にとどまることからわかるとおり、個別の中小企業のインパクトの発現の仕方や影響度は、その事業規模に従い、大企業ほど大きくはない。¹
- ③ サステナビリティ実施体制や開示の度合いも、上場企業ほどの開示義務を有していないことなどから、大企業に比して未整備である。

II. ポジティブ・インパクト金融原則及びモデル・フレームワークへの適合に係る意見

ポジティブ・インパクト金融原則 1 定義

SDGs に資する三つの柱（環境・社会・経済）に対してポジティブな成果を確認できること、なおかつネガティブな影響を特定し対処していること。

SDGs に係る包括的な審査によって、PIF は SDGs に対するファイナンスが抱えている諸問題に直接対応している。

青森みちのく銀行は、本ファイナンスを通じ、参喜運送の持ちうるインパクトを、UNEP FI の定めるインパクトエリア/トピック及び SDGs の 169 ターゲットについて包括的な分析を行った。

この結果、参喜運送がポジティブな成果を発現するインパクトエリア/トピックを有し、ネガティブな影響を特定しその低減に努めていることを確認している。

SDGs に対する貢献内容も明らかとなっている。

ポジティブ・インパクト金融原則 2 フレームワーク

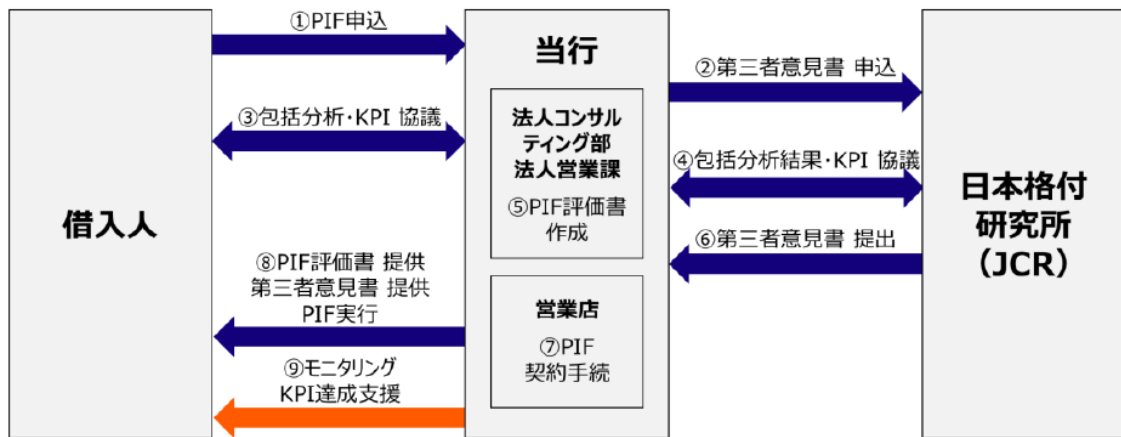
PIF を実行するため、事業主体（銀行・投資家等）には、投融資先の事業活動・プロジェクト・プログラム・事業主体のポジティブ・インパクトを特定しモニターするための、十分なプロセス・方法・ツールが必要である。

JCR は、青森みちのく銀行が PIF を実施するために適切な実施体制とプロセス、評価方法及び評価ツールを確立したことを確認した。

¹ 令和 3 年経済センサス・活動調査。中小企業の区分は、中小企業基本法及び中小企業関連法令において中小企業または小規模企業として扱われる企業の定義を参考に算出。業種によって異なり、製造業の場合は資本金 3 億円以下または従業員 300 人以下、サービス業の場合は資本金 5,000 万円以下または従業員 100 人以下などとなっている。小規模事業者は製造業の場合、従業員 20 人以下の企業をさす。

(1) 青森みちのく銀行は、本ファイナンス実施に際し、以下の実施体制を確立した。

PIF評価体制図



(出所：青森みちのく銀行提供資料)

(2) 実施プロセスについて、青森みちのく銀行では社内規程を整備している。

(3) インパクト分析・評価の方法とツール開発について、青森みちのく銀行内部の専門部署が分析方法及び分析ツールを、UNEP FI が定めた PIF モデル・フレームワーク、インパクト分析ツールを参考に確立している。

ポジティブ・インパクト金融原則 3 透明性

PIF を提供する事業主体は、以下について透明性の確保と情報開示をすべきである。

- ・本 PIF を通じて借入人が意図するポジティブ・インパクト
- ・インパクトの適格性の決定、モニター、検証するためのプロセス
- ・借入人による資金調達後のインパクトレポート

ポジティブ・インパクト金融原則 3 で求められる情報は、全て青森みちのく銀行が作成した評価書を通して青森みちのく銀行及び一般に開示される予定であることを確認した。

ポジティブ・インパクト金融原則 4 評価

事業主体（銀行・投資家等）の提供する PIF は、実現するインパクトに基づいて内部の専門性を有した機関または外部の評価機関によって評価されていること。

本ファイナンスでは、青森みちのく銀行が、JCR の協力を得て、インパクトの包括分析、特定、評価を行った。JCR は、本ファイナンスにおけるポジティブ・ネガティブ両側面のインパクトが適切に特定され、評価されていることを第三者として確認した。

III. 「インパクトファイナンスの基本的考え方」との整合に係る意見

インパクトファイナンスの基本的考え方は、インパクトファイナンスを ESG 金融の発展形として環境・社会・経済へのインパクトを追求するものと位置づけ、大規模な民間資金を巻き込みインパクトファイナンスを主流化することを目的としている。当該目的のため、国内外で発展している様々な投融資におけるインパクトファイナンスの考え方を参照しながら、基本的な考え方をとりまとめているものであり、インパクトファイナンスに係る原則・ガイドライン・規制等ではないため、JCR は本基本的考え方に対する適合性の確認は行わない。ただし、国内でインパクトファイナンスを主流化するための環境省及び ESG 金融ハイレベル・パネルの重要なメッセージとして、本ファイナンス実施に際しては本基本的考え方に整合的であるか否かを確認することとした。

本基本的考え方におけるインパクトファイナンスは、以下の 4 要素を満たすものとして定義されている。本ファイナンスは、以下の 4 要素と基本的には整合している。ただし、要素③について、モニタリング結果は基本的には借入人である参喜運送から貸付人・評価者である青森みちのく銀行に対して開示がなされることとし、可能な範囲で対外公表も検討していくこととしている。

要素① 投融資時に、環境、社会、経済のいずれの側面においても重大なネガティブインパクトを適切に緩和・管理することを前提に、少なくとも一つの側面においてポジティブなインパクトを生み出す意図を持つもの

要素② インパクトの評価及びモニタリングを行うもの

要素③ インパクトの評価結果及びモニタリング結果の情報開示を行うもの

要素④ 中長期的な視点に基づき、個々の金融機関/投資家にとって適切なリスク・リターンを確保しようとするもの

また、本ファイナンスの評価・モニタリングのプロセスは、本基本的考え方で示された評価・モニタリングフローと同等のものを想定しており、特に、企業の多様なインパクトを包括的に把握するものと整合的である。

IV. 結論

以上の確認より、本ファイナンスは、国連環境計画金融イニシアティブの策定したポジティブ・インパクト金融原則及びモデル・フレームワークに適合している。

また、環境省の ESG 金融ハイレベル・パネル設置要綱第 2 項（4）に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」と整合的である。



JCR Sustainable
PIF for SMEs

(第三者意見責任者)

株式会社日本格付研究所

サステナブル・ファイナンス評価部長

菊池 理恵子

菊池 理恵子

担当主任アナリスト

窪田 幹也

窪田 幹也

担当アナリスト

川越 広志

川越 広志



本第三者意見に関する重要な説明

1. JCR 第三者意見の前提・意義・限界

日本格付研究所（JCR）が提供する第三者意見は、事業主体及び調達主体の、国連環境計画金融イニシアティブの策定した「ポジティブ・インパクト金融原則」及び「資金使途を限定しない事業会社向け金融商品のモデル・フレームワーク」への適合性及び環境省 ESG 金融ハイレベル・パネル内に設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」への整合性に関する、JCR の現時点での総合的な意見の表明であり、当該ポジティブ・インパクト金融がもたらすポジティブなインパクトの程度を完全に表示しているものではありません。

本第三者意見は、依頼者である調達主体及び事業主体から供与された情報及び JCR が独自に収集した情報に基づく現時点での計画又は状況に対する意見の表明であり、将来におけるポジティブな成果を保証するものではありません。また、本第三者意見は、ポジティブ・インパクト・ファイナンスによるポジティブな効果を定量的に証明するものではなく、その効果について責任を負うものではありません。調達される資金が同社の設定するインパクト指標の達成度について、JCR は調達主体または調達主体の依頼する第三者によって定量的・定性的に測定されていることを確認しますが、原則としてこれを直接測定することはありません。

2. 本第三者意見を作成するうえで参照した国際的なイニシアティブ、原則等

本意見作成にあたり、JCR は、以下の原則等を参照しています。

国連環境計画金融イニシアティブ

「ポジティブ・インパクト金融原則」

「資金使途を限定しない事業会社向け金融商品のモデル・フレームワーク」

環境省 ESG 金融ハイレベル・パネル内ポジティブインパクトファイナンスタスクフォース

「インパクトファイナンスの基本的考え方」

3. 信用格付業にかかる行為との関係

本第三者意見を提供する行為は、JCR が関連業務として行うものであり、信用格付業にかかる行為とは異なります。

4. 信用格付との関係

本件評価は信用格付とは異なり、また、あらかじめ定められた信用格付を提供し、または閲覧に供することを約束するものではありません。

5. JCR の第三者性

本ポジティブ・インパクト・ファイナンスの事業主体または調達主体と JCR との間に、利益相反を生じる可能性のある資本関係、人的関係等はありません。

■留意事項

本文書に記載された情報は、JCR が、事業主体または調達主体及び正確で信頼すべき情報源から入手したものです。ただし、当該情報は、人為的、機械的、またはその他の事由による誤りや不正確性が存在する可能性があります。したがって、JCR は、明示的であると黙示的であるとを問わず、当該情報の正確性、結果的正確性、適時性、完全性、市場性、特定の目的への適合性について、一切表明保証するものではありません。また、JCR は、当該情報の誤り、遺漏、または当該情報を使用した結果について、一切責任を負いません。JCR は、損害、付随的損害、派生的損害、またはその他の損害を含むあらゆる種類の、特別損害、間接損害、またはその他の損害を、契約責任、不法行為責任、無過失責任その他の責任原因評価の対象であるポジティブ・インパクト・ファイナンスに関する見聞可能なリスク（信用リスク、価格変動リスク、市場流動性リスク、価格変動リスク等）について、何ら意見を表明するものではありません。また、本第三者意見は JCR の現時点での総合的な意見の表明であって、事実の表明ではなく、リスクの判断や個別の債券、コマーシャルペーパー等の購入、売却、保有の意思決定に関して何らの推奨をすることもありません。本第三者意見は、情報の変更、情報の不足その他の事由により変更、中断、または撤回されることがあります。本文書に係る一切の権利は、JCR が保有しています。本文書の一部または全部を問わず、JCR に無断で複製、翻案、改変等を行うことは禁じられています。

■用語解説

第三者意見：本レポートは、依頼者の求めに応じ、独立・中立・公平な立場から、銀行等が作成したポジティブ・インパクト・ファイナンス評価書の国連環境計画金融イニシアティブの「ポジティブ・インパクト金融原則」及び「資金使途を限定しない事業会社向け金融商品のモデル・フレームワーク」への適合性について第三者意見を述べたものです。

事業主体：ポジティブ・インパクト・ファイナンスを実施する金融機関をいいます。

調達主体：ポジティブ・インパクト・ビジネスのためにポジティブ・インパクト・ファイナンスによって借入を行う事業会社等をいいます。

■サステナブル・ファイナンスの外部評価者としての登録状況等

- ・国連環境計画 金融イニシアティブ ポジティブインパクト作業部会メンバー
- ・環境省 グリーンボンド外部レビュー者登録
- ・ICMA (国際資本市場協会) に外部評価者としてオブザーバー登録、ソーシャルボンド原則作業部会メンバー
- ・Climate Bonds Initiative Approved Verifier (気候債券イニシアティブ認定検証機関)

■その他、信用格付業者としての登録状況等

- ・信用格付業者 金融庁長官（格付）第1号
- ・EU Certified Credit Rating Agency
- ・NRSRO：JCR は、米国証券取引委員会の定める NRSRO (Nationally Recognized Statistical Rating Organization) の5つの信用格付クラスのうち、以下の4クラスに登録しています。(1)金融機関、ブローカー・ディーラー、(2)保険会社、(3)一般事業法人、(4)政府・地方自治体、米国証券取引委員会規則17g-7(a)項に基づく開示の対象となる場合、当該開示はJCRのホームページ (<http://www.jcr.co.jp/en/>) に掲載されるニュースリリースに添付しています。

■本件に関するお問い合わせ先

情報サービス部 TEL: 03-3544-7013 FAX: 03-3544-7026

株式会社 日本格付研究所

Japan Credit Rating Agency, Ltd.
信用格付業者 金融庁長官（格付）第1号

〒104-0061 東京都中央区銀座 5-15-8 時事通信ビル

有限会社参喜運送

ポジティブ・インパクト・ファイナンス評価書

2026 年 9 月 10 日

 青森みちのく銀行

株式会社青森みちのく銀行（以下、当行）は有限会社参喜運送（以下、当社）に対してポジティブ・インパクト・ファイナンス（以下、PIF）を実施するにあたって、当社の事業活動が環境・社会・経済に及ぼすインパクト（ポジティブな影響及びネガティブな影響）を分析・評価し、「ポジティブ・インパクト・ファイナンス評価書」（以下、本評価書）を作成した。

本評価書における分析・評価は、国連環境計画金融イニシアティブ（UNEP FI）が提唱した「PIF 原則」及び「資金使途を限定しない事業会社向け金融商品のモデル・フレームワーク」に適合させるとともに、ESG 金融ハイレベル・パネル設置要綱第 2 項（4）に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」に整合させたうえで、当行が開発した評価体系に基づいて行っている。

なお、当行が開発した当該評価体系については、株式会社日本格付研究所（以下、JCR）から第三者意見書の提供を受けている。

【評価対象のファイナンス概要】

企 業 名	有限会社参喜運送
借 入 金 額	50,000,000 円
資 金 使 途	運転・設備資金
借 入 期 間	10 年

【目次】

1. 企業概要.....	4
(1) 企業情報	4
(2) 事業活動	5
(3) 経営方針	6
(4) サステナビリティ	7
2. インパクトの特定・評価.....	13
(1) インパクト分析	13
(2) ロジックモデルによる整理	14
(3) インパクトの特定.....	15
(4) インパクトニーズの確認	17
(5) インパクトの評価.....	20
3. モニタリング	22
(1) 当社におけるモニタリング体制	22
(2) 当行によるモニタリング体制	22

1. 企業概要

(1) 企業情報

【企業情報】

企 業 名	有限会社参喜運送
所 在 地	青森県青森市浪岡大字増館字宮元 95 番地 1
代 表 者	代表取締役 乗田 喜人
設 立	1967 年 11 月 28 日
資 本 金	300 万円
売 上 高	8.6 億円 (2026 年 3 月期)
従 業 員 数	41 人 (2026 年 3 月末時点)
事 業 内 容	一般貨物自動車運送業
主 要 取 引 先	日本通運株式会社/八戸通運株式会社/ 株式会社東北高速道青森/青森郵便自動車株式会社

【沿革】

1967 年 11 月	「有限会社浪岡小型運送」設立
2017 年 7 月	M&A にて法人取得、「有限会社参喜運送」に商号変更

<本社>



<看板>



(2) 事業活動

【事業内容】

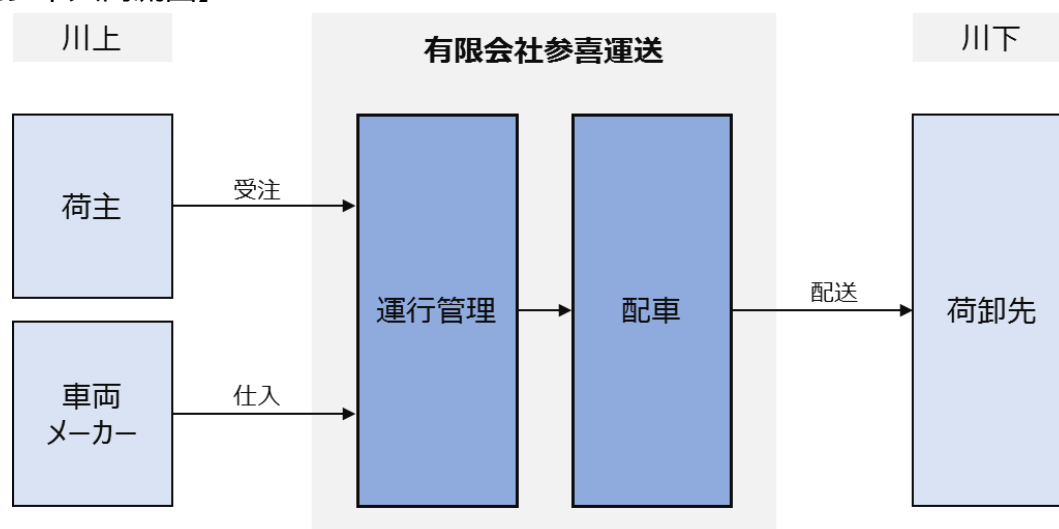
当社は、青森県青森市浪岡を拠点に、一般貨物自動車運送業を営んでいる。青森県内を中心に、北東北及び首都圏方面までを含む広域輸送に対応し、荷主企業の多様な物流ニーズに応えている。

輸送貨物は、郵便物、一般雑貨、工業製品、部品類、紙製品等が中心であり、日々の定時配送や長距離輸送を通じて、地域企業や物流事業者の円滑な事業運営を支えている。特に、取引先ごとの納品先や配送条件に応じて、積載方法や運行ルート、運行時間を柔軟に調整することで、安定した輸送品質の確保に努めている。

また、貨物の特性に応じて、高速道路を活用した長距離輸送や、配送先が多岐にわたる幹線輸送・配送業務にも対応しており、荷物の安全確保と納期遵守を重視した運行管理を行っている。加えて、事故防止や法令順守を徹底するため、安全性優良事業所認定制度（Gマーク）を取得し、点呼・車両点検・運転記録の管理等を通じて、安心・安全な輸送体制の維持に取り組んでいる。

さらに、保有車両の効率的な運用、ドライバー教育の実施、デジタル機器を活用した運行管理の高度化等を通じて、輸送の効率化と品質向上を図っている。地域の物流インフラを担う運送事業者として、安定供給と安全輸送の両立を図りながら、持続可能な事業運営に取り組んでいる。

【ビジネス商流図】



(出所) 当社へのヒアリングにより当行作成

【組織図】



(出所) 当社提供資料より当行作成

【取得認証・制度登録等】

制度名	制度概要
安全性優良事業所認定制度 (G マーク) 	- 貨物自動車運送事業所の安全性を評価し、一定基準を満たした事業所を認定する制度。 - 法令遵守、事故・違反の状況、安全対策への取組状況など、複数の項目に基づいて評価を行い、基準を満たした事業所に認定を行う。 運営：公益社団法人全日本トラック協会

(3) 経営方針

当社は以下の通り、全社的な経営理念を定めている。

経営理念
一、日本の中小企業として、コンプライアンス（法令順守）を遂行することにより社業の安定・安全を確保し、業績の発展・社員の生活向上・地域社会への貢献を実行します。 一、社員教育の充実を図り、業績にとらわれない人材育成に努め、社会・地域に貢献できる人材育成に力を注ぎます。 一、企業の責任において利益の追求に努め、一般社会・会社に係るすべての人の幸福の実現に努めます。

(出所) 当社提供資料より当行作成

(4) サステナビリティ

【SDGs 宣言書】

当社のサステナビリティに関する活動についての中長期的な方向性・具体的な取り組み内容を示した SDGs 宣言書を作成し、对外公表を行っている。



有限会社参喜運送

SDGs 宣言書



当社は、経営理念である「コンプライアンス(法令遵守)を遂行することにより、社業の安定・安全を確保し、業績の発展・社員の生活向上・地域社会への貢献を実行します。」を体現するため、SDGsの達成に向け、以下の取り組みを実施していくことを宣言します。

2025年 2月

テーマ	具体的な取組	関連するゴール
従業員が安心して働ける職場へ	・心身ともに健康で、働きがいを感じられるよう、健康増進への取り組みや勤務形態への配慮を実施していきます。 ・従業員の安全性に配慮し、多様な人材が活躍できる職場を作ります。	
豊かな自然を未来へ運ぶ	・算定ツール等を利用して温室効果ガスの排出量を見える化し、削減に向けた取り組みを行います。 ・エコドライブに取り組み、環境問題に貢献します。	
地域を支える運送業者へ	・物流を通して地域を支え、明るい社会の実現に貢献します。 ・地域と連携することで、災害や事故発生時の対応を定め、危機に強い社会を目指します。	



SDGsとは

Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）の略称で、2015年9月に国連で採択された2030年までの国際目標。「地球上の誰一人取り残さない」をスローガンに、持続可能な社会の実現を目指しており、経済・社会・環境などの分野で17の目標と169のターゲットで構成されています。



(出所) 当行 HP より引用

【サステナビリティへの取り組み】

A.環境面

■ CO₂ 排出量等の削減に向けた取り組み

- ・ 当社は、一般貨物自動車運送業を営む事業特性上、温室効果ガスの排出量が多く、かつ脱炭素化や排出削減が技術的・経済的に困難とされる産業分野（多排出セクター）に属しているが、車両走行に伴う燃料使用及び CO₂ 等の排出低減を重要な課題と認識し、環境負荷の抑制に向けた取り組みを継続している。
- ・ 具体的な取り組みとしては、保有車両についてハイブリッド車の導入のほか、低排出ガス認定車両が約 9 割を占めており、輸送時における排出量抑制及び大気汚染の発生防止に努めている。併せて、ドライバーに対しては、デジタコによる運転日報のフィードバックを通じてエコドライブの励行を徹底しており、急加速・急減速の抑制、無駄なアイドリングの削減、速度管理の徹底等を通じて、燃費改善と CO₂ 排出量等の削減の両立を図っている。さらに、運行管理においては、配送先や運行条件に応じた口スの少ないルート設計を行い、走行距離の最適化や空車走行の抑制に努めている。
- ・ 社内照明の LED 化は既に 100%を達成しており、事務所等における電力使用量の削減にも取り組んでいる。
- ・ 物流業界全体においても、車両の電動化、低排出ガス車の導入、エコドライブの推進、ルート最適化による輸送効率化など、脱炭素化に向けた取り組みが広がっている。当社においても、こうした動向を踏まえ、全社的な CO₂ 排出量の算定及び削減計画を策定した上で、現有車両の効率的な運用と環境配慮型の輸送体制の強化など、CO₂ 排出量の削減に向けた取り組みを行っていく方針である。

<保有車両>



<LED 照明>



（出所）当社提供資料より引用

■ 環境に配慮した事業運営

- ・ 当社は、一般貨物自動車運送業として事業活動に伴う資源使用や廃棄物発生を抑制するため、車両の長期利用と適切な整備管理を重視した運営を行っている。具体的には、保有車両について、日常点検に加え、購入先ディーラーでの定期的な点検整備を実施し、故障や不具合の予防、燃費悪化の抑制、車両の安全性確保に努めている。これらの点検整備を通じて、油脂類の漏えい等による土壌汚染や生態系への悪影響を最小限に抑制している。
- ・ また、車両をできるだけ長く使用する方針のもと、過度な更新を避けつつ、必要な修繕やメンテナンスを適切に行うことで、車両更新に伴う資源消費や廃棄物の発生を抑えている。加えて、古いタイヤを再生タイヤとして活用するほか、作業日報等には一度使用した用紙の裏面を再利用するなど、日常業務の中でも廃棄物削減と資源循環に取り組んでいる。
- ・ 運送業界では、近年、車両の予防保全やデジタル機器を用いた運行管理の高度化、配送ルート最適化などにより、燃料使用量や環境負荷の低減を図る取り組みが広がっている。当社においても、こうした業界動向を踏まえ、輸送品質と安全性を維持しながら、設備・車両の効率的な活用を進め、環境負荷の少ない事業運営を推進していく方針である。

【車両一覧】

車種	台数	輸送貨物	
大型トラック	23 台	中型トラック	22 台
小型トラック	2 台	乗用車	7 台
除雪車	2 台		



(出所) 当社提供資料より引用

B.社会面

■ 安心安全な労働環境の整備

- ・ 当社は、従業員の安全確保を最も重要な経営課題の一つと認識しており、事故や労働災害の防止を最優先に、安心して働ける職場環境の整備に取り組んでいる。安全方針の作成や運輸安全マネジメントの実施に加え、安全性優良事業所認定制度（Gマーク）の取得を通じて、法令順守と安全運行を徹底している。

安全方針
有限会社参喜運送は、輸送の安全確保が自動車運送事業者の社会的使命と深く認識し、全社員に輸送の安全の確保が最も重要であるという意識の徹底を図り、安全マネジメント体制の維持、継続的な改善に努めるため、次の通り安全方針を定める。 1. 私は、代表取締役として輸送の安全確保が自動車運送事業者の最も重要な社会的使命と考え、法令を遵守し、社会からの信頼を得る企業たることを安全方針とします。 「安全方針」を積極的に現場に運び、対話により社員への徹底を図ります。また、社内において輸送の安全の確保に主導的な役割を果たします。 2. 運輸安全マネジメントに積極的に取り組み、全社員が一丸となって業務を遂行することにより、絶えず輸送の安全性の向上に努めます。 3. 輸送の安全に関する情報について、事務所にて公開します。

（出所）当社提供資料より当行作成

- ・ 2025年度の休業4日以上の方災発生件数は0件であり、2023年3月より重大災害は発生していない。健康診断受診率は100%を維持しており、従業員の健康状態の把握と早期対応に努めている。加えて、年間の有給休暇取得日数は法定水準の5日以上、平均残業時間は約35時間となっており、適切な労務管理と働きやすい職場環境の整備を進めている。方災の発生防止に向けては、デジタコによる運転日報に基づく指導に加え、安全総決起大会の開催や社内外の研修への積極参加、チェックリストによるセルフチェックの励行など、現場の実態に即した安全管理体制の強化を図っている。
- ・ 物流業界では、いわゆる「2024年問題」への対応として、ドライバーの長時間労働の抑制や健康管理の徹底、睡眠不足や疲労による事故防止がこれまで以上に重要視されている。こうした動向も踏まえ、当社では、日々の運行管理と健康管理を一体的に行い、従業員が長く安心して働ける職場づくりを継続して推進していく方針である。

■ 従業員のスキルアップ支援

- ・ 当社は、輸送品質の維持・向上と安全運行の実現には、従業員一人ひとりの知識・技能の向上が不可欠であると考え、資格取得支援をはじめとする人材育成に取り組んでいる。会社として必要と認めた資格については、取得費用を会社負担とするなど、従業員の経済的負担を軽減しながら、業務に必要な資格取得を後押ししている。
- ・ 2025 年度の資格取得支援の実施件数は 8 件となっており、現場で必要となる資格・技能の取得を着実に支援している。資格保有者を適切に配置することで、安全性と業務効率の両立にもつながっている。今後も、業務に必要な知識や技能の習得を促進し、従業員の成長が会社全体の競争力向上につながるよう、人材育成を継続していく。
- ・ 物流業界においても、資格取得支援制度や研修機会の充実は、人材定着やキャリア形成の観点から重要性を増している。当社においても、実務に直結する資格取得支援を通じて、従業員の専門性向上とモチベーション向上を図り、次世代の担い手育成につなげていく方針である。

【従業員の保有資格】 <2026 年 3 月末時点実績>

資格	人数	資格	人数
大型自動車免許	38 人	中型自動車免許	39 人
フォークリフト	35 人	安全衛生推進者	3 人
運行管理者	6 人	運行管理補助者	11 人

(出所) 当社提供資料より当行作成

<デジタコ機器等による管理の様子>



(出所) 当社提供資料より引用

■ 働きやすい労働環境の整備

- ・ 当社は、性別や雇用形態にかかわらず、従業員がそれぞれの能力を十分に発揮できる職場環境の整備に取り組んでいる。賃金水準は県内相場を上回る水準に設定しており、各種保険や通勤手当等の福利厚生整備により、従業員の生活基盤の安定と働きがいの向上を図っている。
- ・ また、2026年3月末時点で女性従業員は3人であり、育児休業の取得や時短勤務など、家庭と仕事の両立に配慮した就労環境づくりを進めている。就業規則にはハラスメント禁止を明記し、男女を問わず安心して働ける職場環境の整備にも努めている。さらに、事業拡大にあわせて従業員数の増加を図る方針としており、人的資本の拡充と組織体制の強化を進めている。
- ・ 近年は、運送業においても女性活躍や両立支援、柔軟な働き方の整備が重要なテーマとなっており、資格取得支援や育児との両立支援を通じて、多様な人材が活躍できる環境づくりが広がっている。当社においても、従業員一人ひとりが安心して長期にわたり就労できるよう、働きやすい環境整備を継続して進めていく。

C.経済面

■ 高品質な輸送サービスの提供

- ・ 当社は、青森県青森市浪岡を拠点に一般貨物自動車運送業を営み、青森県内を中心に北東北から首都圏方面までを含む広域輸送に対応している。郵便物、工業製品、部品類、紙製品等の多様な貨物を、取引先の納品条件や輸送ニーズに応じて安定的かつ確実に輸送を行うことで、物流の円滑化とサプライチェーンの維持に貢献している。
- ・ 当社の輸送サービスは、納期遵守や安定供給を通じて、製造業や物流事業者をはじめとする取引先の生産・販売活動を支えるとともに、機動的な配送対応や運行ルート最適化により、在庫管理や配送負担の軽減にも寄与している。特に、広域輸送網の確保が難しい中小零細企業に対しては、必要な荷物を必要な時に届ける物流機能を担い、事業継続や販路拡大を物流面から支えている。これらの事業活動を通じて、既存取引の拡大や新規取引先の獲得につなげ、売上の伸長を図っていく。
- ・ 加えて、当社ではホームページの作成・活用を通じて、当社の事業内容や輸送体制、取り組み等を積極的にPR・開示し、取引先や地域社会に対する情報発信の充実を図っていく方針である。

2. インパクトの特定・評価

(1) インパクト分析

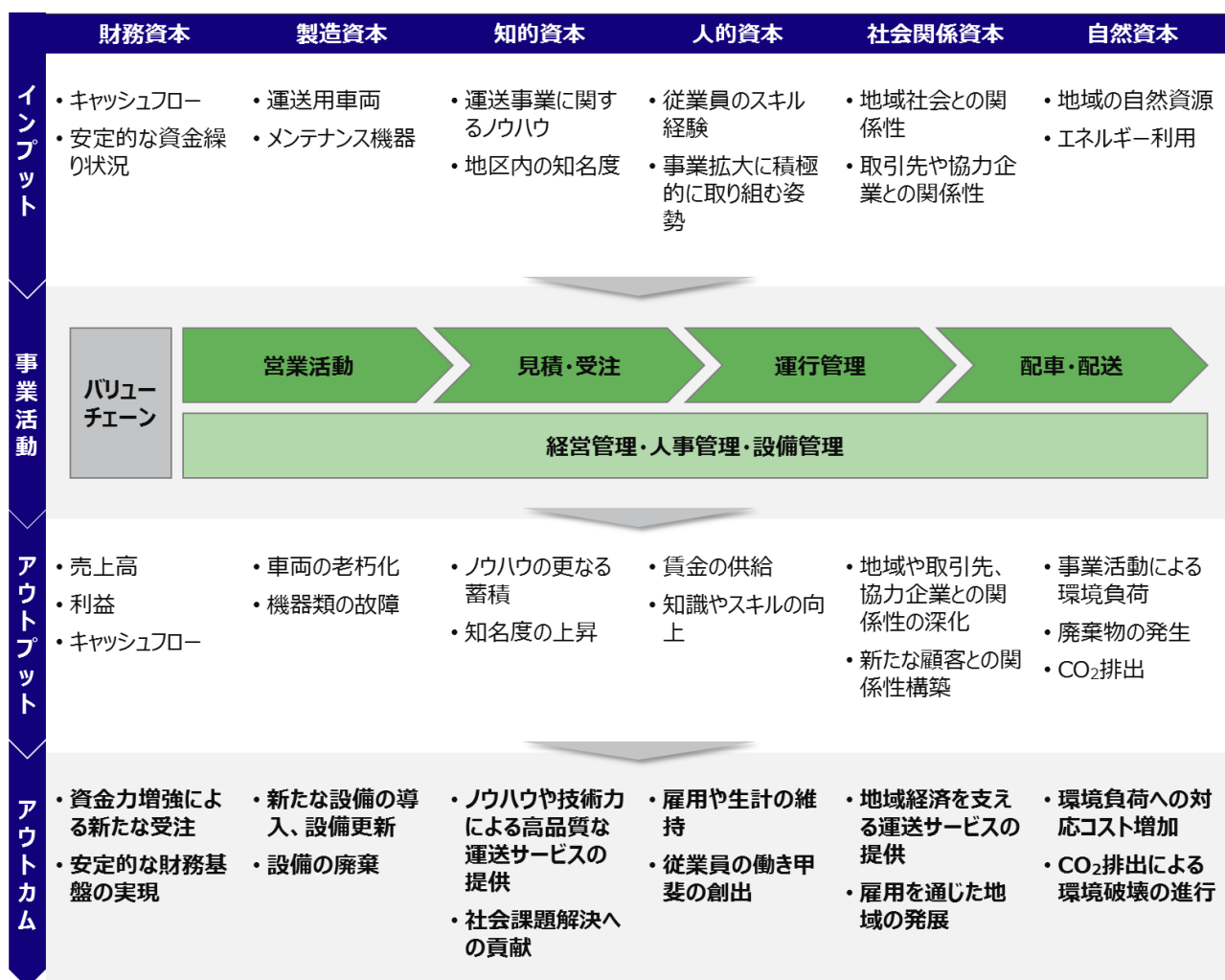
UNEP FI が公表しているインパクトレーダーにより特定された当社のポジティブインパクト（PI）及びネガティブインパクト（NI）は以下の通り。

国際標準産業分類			4923 道路貨物運送業	
大分類	インパクトエリア	インパクトトピック	PI	NI
社会	人格と人の安全保障	紛争		
		現代奴隷		
		児童労働		
		データプライバシー		
		自然災害		● ●
	健康および安全性	—		● ●
	資源とサービスの入手可能性、アクセス可能性、手ごろさ、品質	水		
		食料		
		エネルギー		
		住居		
		健康と衛生		
		教育		
		移動手段	●	
		情報		
		コネクティビティ		
		文化と伝統		
		ファイナンス		
	生計	雇用	●	
		賃金	●	
		社会的保護		●
	平等と正義	ジェンダー平等		
		民族・人種平等		
		年齢差別		
		その他の社会的弱者		
経済	強固な制度・平和・安定	法の支配		
		市民的自由		
	健全な経済	セクターの多様性		
		零細・中小企業の繁栄	●	
	インフラ	—		
	経済収束	—		
自然環境	気候の安定性	—		● ●
	生物多様性と生態系	水域		
		大気		● ●
		土壌		● ●
		生物種		● ●
		生息地		● ●
	サーキュラリティ	資源強度		● ●
		廃棄物		●

●：関連のあるカテゴリ、●●：関連の強いカテゴリ

(2) ロジックモデルによる整理

当社のバリューチェーンに基づきロジックモデルを作成し、以下のように当社のインパクトを整理した。ロジックモデルにおいては、6つの資本（財務資本、知的資本、人的資本、製造資本、社会関係資本、自然資本）の観点から、どのような「インプット」を用いて「事業活動」を行い、その結果としてどのような「アウトプット」が生じるか、そしてそのアウトプットがどのような「アウトカム」を引き起こすかの整理を行った。



(3) インパクトの特定

以上の分析を踏まえて、事業や取り組みによるインパクトを以下のように特定した。

取組内容	特定するインパクト
■ CO ₂ 排出量等の削減に向けた取り組み	NI：気候の安定性、大気、資源強度
■ 環境に配慮した事業運営	NI：土壌、生物種、生息地、資源強度、廃棄物
■ 安心安全な労働環境の整備	NI：健康および安全性
■ 従業員のスキルアップ支援	PI：教育 NI：社会的保護
■ 働きやすい労働環境の整備	PI：雇用、賃金 NI：社会的保護、ジェンダー平等
■ 高品質な輸送サービスの提供	PI：移動手段、零細・中小企業の繁栄

インパクトレーダーにより特定されたものの、インパクトとして特定しないものは以下の通り。

大分類	削除するインパクト	PI/NI	削除理由
社会	自然災害	NI	都市計画法に則った土地利用を行っており、自然災害を誘引するような事業運営は行っていないため。

最終的に特定された当社のインパクトは以下の通り。

当社全体			修正前		⇒	修正後	
大分類	インパクトエリア	インパクトトピック	PI	NI		PI	NI
社会	人格と人の安全保障	紛争					
		現代奴隷					
		児童労働					
		データプライバシー					
		自然災害		●			
	健康および安全性	－		●			●
	資源とサービスの入手可能性、アクセス可能性、手ごろさ、品質	水					
		食料					
		エネルギー					
		住居					
		健康と衛生					
		教育				●	
		移動手段	●			●	
		情報					
		コネクティビティ					
		文化と伝統					
		ファイナンス					
	生計	雇用	●			●	
		賃金	●			●	
		社会的保護		●			●
	平等と正義	ジェンダー平等					●
		民族・人種平等					
		年齢差別					
		その他の社会的弱者					
経済	強固な制度・平和・安定	法の支配					
		市民的自由					
	健全な経済	セクターの多様性					
		零細・中小企業の繁栄	●			●	
	インフラ	－					
環境	経済収束	－					
	気候の安定性	－		●			●
	生物多様性と生態系	水域					
		大気		●			●
		土壌		●			●
		生物種		●			●
		生息地		●			●
	サーキュラリティ	資源強度		●			●
		廃棄物		●			●

(4) インパクトニーズの確認

A. 日本におけるインパクトニーズ

「SDGs インデックス&ダッシュボード」を参照し、国内のインパクトニーズと当社のインパクトを確認する。

「SDGs インデックス&ダッシュボード 2026」は、SDGs の 17 の目標別に日本の達成度を表している。「緑は目標達成」、「黄は課題が残る」、「橙は重大な課題が残る」、「赤は深刻な課題が残る」としている。

当社のインパクトに関連する「8,11,12,13」の SDGs 目標に対して、日本のインパクトニーズでは、「8」においては「課題は依然として残っている」、「11,12」においては「重大な課題が依然として残っている」、「13」においては「大きな課題が残っている」となっており、国内のインパクトニーズと当社のインパクトが一定の関係性があることを確認した。

日本

OECD加盟国

[戻る](#)

[概要](#)

[指標](#)

[ファクトシート](#)

[政策努力](#)



SDGダッシュボードとトレンド

ゴールをクリックすると、詳細情報が表示されます。



ダッシュボード： ● SDG達成 ● 課題は依然として残っている ● 重大な課題が依然として残っている ● 大きな課題が残っている ● 情報がありません

トレンド： ↑ SDGsの達成に向けて順調に進んでいる、または達成状況を維持している → やや改善している → 停滞 ↓ 減少 ** トレンド情報は入手できません

(出所) SDGs インデックス&ダッシュボードより引用

B.青森県におけるインパクトニーズ

当社の主な事業エリアである青森県では、「青森県基本計画『青森新時代』への架け橋」(2024-2028)を策定している。当計画の推進にあたっては、SDGs 17のゴールとの関連性を念頭に各事業を企画・立案し、SDGsの理念を踏まえながら各種施策を展開し、SDGsの取組主体となる市町村や企業、関係団体等への情報発信や、取り組みを「見える化」する制度の運用等により、県民のSDGsに対する認知度向上と主体的な取り組みを促していくものと記載されている(第6章「計画の推進」)。

今回特定した当社のインパクトに対するSDGsのゴールは、「青森県基本計画『青森新時代』への架け橋」とも概ね整合しており、当社の取り組みは青森県においても重要度が高いものと判断できる。

3 SDGsの理念を踏まえた各種施策の展開

グローバル化が進展する中で、経済・社会・環境をめぐる広範な課題を統合的に解決することを目指すSDGs(持続可能な開発目標)への取組が、国際社会全体で進められています。SDGsの17のゴール(目標)の達成に向けては、一人ひとりが自分事として考え、行動することが重要であるとともに、これら17のゴール(8つの優先課題⁴⁹を含む)はこの計画における各政策・施策とも関わりが深いものとなっていることから、計画の推進に当たっては、SDGsの17のゴールとの関連性を念頭に各事業を企画・立案し、SDGsの理念を踏まえながら各種施策を展開します。

また、SDGsの取組主体となる市町村や企業、関係団体等への情報発信や、「青森県SDGs取組宣言登録制度」の運用等により、県民のSDGsに対する認知度向上と主体的な取組を促していきます。

参考:青森県基本計画の政策体系とSDGsの8つの優先課題との関連

SDGsの8つの優先課題	あらゆる人々が活躍する社会・ジェンダー平等の実現	健康・長寿の達成	成長市場の創出・地域活性化、科学技術イノベーション	持続可能な強靱な国土と質の高いインフラの整備	省・再生可能エネルギー、防災・気候変動対策、循環型社会	生物多様性、森林、海洋等の環境の保全	平和と安全・安心社会の実現	SDGs実施推進の体制と手段
所得向上と経済成長	●		●					
健康を支える医療環境の向上と共生社会の実現	●	●					●	
こどもの健やかな成長	●	●	●				●	
自然環境との調和とその活用	●		●		●	●		●
国内外とつながる交流・物流の拡大	●		●	●				
持続可能な地域社会の形成	●		●				●	
安全で利便性の高いインフラの整備	●		●	●	●		●	
計画の推進	●							●

※●は特に関連性の強い項目

49 8つの優先課題:国は、「SDGs実施指針」において、SDGsの17のゴールと169のターゲットのうち、日本として特に注力すべきものとして8つの優先課題を決定しています。

(出所) 青森県基本計画より引用

C. 当行が認識する社会課題との整合性

当行親会社であるプロクレアホールディングスでは、2022年4月に「サステナビリティ方針」を策定し、持続可能な地域社会の実現に貢献することを目指している。2024年2月にはプロクレアグループが地域課題の解決を目的として、事業活動において優先的に取り組むべきマテリアリティ（重要課題）を特定し、各マテリアリティに関連してプロクレアグループの事業活動が地域に対しどのようなインパクトを与えるのかを整理するとともに、プロクレアグループの主要な取り組みについて KPI を設定している。

当社の特定したインパクトと当行のサステナビリティ方針は方向性が一致しており、全体的に整合的であると言える。

プロクレアホールディングス サステナビリティ方針

彩り豊かな未来を、
次の世代に

私たちは、愛する“ふるさと”を美しいまま
次の世代に受け継いでいくため、
彩り豊かな未来の創造に向けて挑戦してまいります。
地域におけるあらゆる課題や無限の可能性と向き合い、
環境、社会、ガバナンスの観点から持続可能な事業活動を通して
皆さまとともに歩み続けます。

地域課題を踏まえたマテリアリティ

(※) <サステナブルファイナンスの定義>

環境課題や社会課題を解決し、持続可能な社会を実現するための投融資

テーマ	マテリアリティ	概要	主な取り組み項目	実績(2025年度までの累計) / KPI(2030年度末まで)	地域へのアウトカム
地域経済	地域経済活性化の支援	●人口減少や少子高齢化等の社会課題に直面する地域・取引先を多面的に支援し、地域経済の活性化を牽引する。	●社会課題解決に取り組む企業の伴走支援 ●金融教育の提供	サステナブルファイナンス実行額 2,017億円 / 6,000億円	●事業先数の増加 ●後継者不在を理由にした廃業先の減少 ●県内就業者の増加 ●金融リテラシー向上と安定的な資産形成の実現
	地域資源の付加価値向上	●歴史・文化や人材をはじめとする有形・無形の地域資源の付加価値向上や、新たな地域資源の発展に取り組む。 ●地域の行政やコミュニティ・若者等と、地域資源活用に向け協働する。	●地域の持続可能性向上に向けた地公体との連携 ●地域資源を有効活用する新規事業発掘 ●地域のDX推進の支援	新規事業シーズ発掘件数 9件 / 100件	●地域資源を有効活用した新規事業の増加 ●高いスキルを持つ人材の県内での活躍 ●ふるさとの魅力向上
自然環境	気候変動・脱炭素への対応	●当社グループのGHG排出量削減に取り組む。 ●地域・取引先の気候変動対策への取り組みを推進する。	●サステナブルファイナンス(うち環境分野)の推進 ●TCFD:Scope1~3のGHG排出量の算定と削減策推進 ●取引先との気候変動対応に向けた対話促進	サステナブルファイナンス実行額(うち環境分野) 787億円 / 2,000億円	●青森県のGHG排出量削減目標(2013年度~2030年度で51.1%削減)、2050年カーボン・ニュートラルの達成 ●気候変動対応や脱炭素に取り組む取引先の増加、地域のレジリエンス強化
	自然環境保全への貢献	●自然環境・生物多様性の保全に取り組む。 ●自然環境と支え合う関係にある農林水産業の持続的な発展を支援する。	●サステナブルファイナンス(うち農林水産分野)の推進 ●農林水産業スマート化支援 ●森林保全や海岸美化活動への取り組み	サステナブルファイナンス実行額(うち農林水産分野) 187億円 / 1,000億円	●農林水産業の生産性向上 ●森林保全、海岸美化の進展
人的資本	自律人材の育成・活躍促進	●職員の成長マインドの醸成と成長機会の提供により、一人ひとりの自律的な専門性向上・能力発揮を促す。	●職員の自律的キャリア形成の支援 ●経営戦略に沿ったスキルの習得支援 ●リスキリング促進や外部スキルの取り込みによる人材活用領域の拡大 ●地域課題解決に向けた人材活躍の支援	サステナブルファイナンス実行額(うち人的資本分野) 326人 / 500人	●高いスキルや専門性を活用した、地域課題の解決に向けた取り組みの進展 ●職員のエンゲージメント向上、定着率向上
	ダイバーシティ&インクルージョンの推進	●職員の働きやすい環境、柔軟な働き方の整備、及び活躍機会の提供により、多様な人材の活躍を推進する。 ●多様性を活かす取り組みについて情報発信を行い、地域におけるD&Iの浸透を図っていく。	●働きやすい環境の整備 ●柔軟な働き方の推進(フレックスタイム・テレワーク等) ●シニア・障がい者雇用 ●D&Iの取り組みに係る対外情報発信	管理職以上に占める女性の割合 24.0% / 2030年3月末において 30%以上	●地域におけるD&Iの浸透 ●シニア・障がい者の雇用促進

(出所) 株式会社プロクレアホールディングス「統合報告書 2026」より引用

(5) インパクトの評価

特定したインパクトの発現状況をファイナンス後に測定可能なものとするため、それぞれに対し、目標と KPI を設定する。本件で設定した KPI が実状にそぐわなくなった場合は、当社と協議の上、再設定を検討する。

■ CO₂ 排出量等の削減に向けた取り組み

インパクトの種類	環境面において NI を低減
インパクトカテゴリ	NI：気候の安定性、資源強度
関連する SDGs	 
目標と KPI	① CO₂ 排出量の算定 KPI：2026 年度までに実施（2025 年度実績：未着手） ② CO₂ 排出量削減計画の策定 KPI：2027 年度までに実施（2025 年度実績：未着手） ③ ①②達成後、CO₂ 排出量削減計画に基づいた取り組み実施 KPI：毎年度の実施（2025 年度実績：未着手）

■ 安心安全な労働環境の整備

インパクトの種類	社会面において NI を低減
インパクトカテゴリ	NI：健康および安全性
関連する SDGs	
目標と KPI	① 安全性優良事業所認定（G マーク）の認定維持 KPI：認定維持 ② 休業 4 日以上の労働災害の発生防止 KPI：毎年度 0 件（2025 年度実績：0 件）

■ 高品質な輸送サービスの提供

インパクトの種類	社会面において PI を増大 経済面において PI を増大
インパクトカテゴリ	PI：移動手段、零細・中小企業の繁栄
関連する SDGs	
目標と KPI	① 売上高の増加 KPI：売上高 10 億円の達成及び維持 (2025 年度実績：8.6 億円) ② 当社 HP の開設 KPI：2026 年度までに開設 (2025 年度実績：未開設)

【特定したネガティブインパクトに対して KPI を設定しない理由】

大分類	インパクト	KPIを設定しない理由
社会	社会的保護	・ 法定水準以上の福利厚生を整備している他、業務上必要な資格や講習についての費用は、会社が全額負担を行っているため。
	ジェンダー平等	・ 時短勤務など、男女を問わず安心して働ける職場環境の整備を行っているため。
環境	大気	・ 運送事業に関する環境関連の法令等遵守や、環境への影響を踏まえた事業実施により、自然環境や生物多様性への悪影響を十分に抑制しているため。
	土壌	
	生物種	
	生息地	
	廃棄物	・ 修繕やメンテナンスによる車両の長期利用や再生タイヤの活用により、廃棄物の発生を抑制しているため。

3. モニタリング

(1) 当社におけるモニタリング体制

当社では、本ファイナンスに取り組むにあたり、代表取締役 乗田 喜人 氏が中心となり、インパクトの特定及び目標と KPI の策定を実施した。

本ファイナンス実行後においては、以下の通り担当者を定め、各 KPI の達成状況について定期的に管理・確認を行っていく方針である。

(KPI 管理責任者・モニタリング担当者) 代表取締役 乗田 喜人 氏

なお、各 KPI の達成状況については、決算期末より 4 ヶ月以内に当行に対して報告する予定である。

(2) 当行によるモニタリング体制

PIF の契約期間中においては、本ファイナンスで策定した KPI の達成状況について、当社と当行が年 1 回以上の話し合う機会を設け、その進捗状況を確認する。KPI の進捗状況に応じて、当行は KPI の達成に向けたサポートを適宜実施する予定である。事業環境の変化等により当初設定した KPI が実情にそぐわなくなった場合は、当社と協議の上、再設定を検討する。

【本評価書に関する重要な説明】

1. 本評価書は、当行が現時点で入手可能な公開情報、当社から提供された情報や当社へのインタビューなどで収集した情報に基づいて、現時点での状況进行评估したものであり、将来における実現可能性やポジティブな成果等を保証するものではありません。また、当行は本評価書を利用したことにより発生するいかなる費用または損害について一切責任を負いません。
2. 当行が本評価に際して用いた情報は、当行がその裁量により信頼できると判断したものではあるものの、これらの情報の正確性について独自に検証しているわけではありません。これらの情報の正確性、適時性、網羅性、完全性、及び特定目的への適合性その他一切の事項について、明示・黙示を問わず、何ら表明または保証をするものではありません。
3. 本評価書に関する一切の権利は当行に帰属します。評価書の全部または一部を自己使用の目的を超えての使用（複製、改変、送信、頒布、譲渡、貸与、翻訳及び翻案等を含みます）、または使用する目的で保管することは禁止されています。

（本件に関するお問い合わせ先）

〒030-8668

青森県青森市橋本一丁目 9 番 30 号

株式会社青森みちのく銀行

法人コンサルティング部

アソシエイト 富樫 龍也

TEL : 017-777-1120